

あいち障害者福祉プラン2021-2026（仮称）のパブリック・コメント意見への県回答について

番号	該当部分	御意見の概要	県の考え方
1	第2章	・基本的考え方の「9 障害のある子どもの支援」の3行目「ライフステージに沿って」の後に「乳幼児期から青年期まで」を挿入してほしい。	本プランでは、「障害のある子ども」とは、児童福祉法第4条で規定された障害児のことであり、0歳から18歳未満の者です。「ライフステージ」には、乳幼児期から青年期までを含んでおりますので、このままとさせていただきます。
2	第3章	・認知症者数は県内で約30万人とのことだが、障害者施策策定に影響を及ぼすのではないかと、県内の65歳以上の障害者手帳取得者は、身体73.2%に対して、精神19.2%となっており、県内の認知症の実態からすると、精神障害者保健福祉手帳取得者が少ないのではないかと。	精神障害者に対しましては、手帳の有無に関係なく、それぞれの状況に応じて障害福祉サービス等の利用が可能となっており、サービス見込み量等については、手帳が交付されていない方を含めて算出しております。ご意見は、今後の事業の参考とさせていただきます。
3	第4章	・「2040年の本県の高齢化率は31.9%となり」と記載されているが、あいち健康福祉ビジョン2026（仮称）P4及び第8期愛知県厚生福祉保健医療計画P20では「31.6%」と記載されているため、合わせるべきではないかと。	本記載は第2期愛知県人口ビジョン（P44）の出生率が現状程度で維持する場合の本県人口の長期的な見通しから引用しておりますので、このままとさせていただきます。
4	第4章	・計画策定にあたっては、高齢障害者と非高齢障害者の違いを考慮すべきである。情報取得として愛知県障害者基礎調査があるが、対象者の50%が60歳以上（身障と難病が多くを占める）であり、結果の数値に、高齢障害者の実態が強く反映してしまっていると感じる。クロス集計等により結果を区分する等の配慮が必要ではないかと。	基礎調査では、年齢別の集計も行っておりますので、今後の事業の実施においては、年齢別の状況も参考に進めてまいります。
5	第5章	・「1 安全・安心な生活環境の整備」に学校のバリアフリー化についての記載が必要である。	学校に関することは、P68の「8 教育の振興」にまとめて記載しています。なお、学校のバリアフリー化につきましては、県立学校施設長寿命化計画に基づく校舎の改修工事に併せて、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に基づき、スロープ、手すりの設置やトイレの段差解消などに取り組んでいます。
6	第5章	・「心のバリアフリー」について、具体的に何を指すのか解説してほしい。	様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことです。プラン37ページにこの説明を追記します。
7	第5章	・電車を安心して利用できるように、駅に可動柵（可動式ホームドア）の設置に補助金を出すなど、県が主導で設置を進めてほしい。	ホームドア及び可動式ホーム柵については、駅を安全に利用していただくため設置が進むよう鉄道事業者へ働きかけていくとともに、補助制度により鉄道事業者を支援しております。プラン39ページにこの取組を追記します。
8	第5章	・地方の鉄道駅では無人駅が増えており、介助無しでは利用が出来なくなっているため、視覚障害者を交えて改善策を考えてほしい。	駅員の無配置駅については、利用者、特に高齢者、障害者への安全性・利便性を確保するための対策を講じるよう鉄道事業者へ要望しており、今後も働きかけてまいります。プラン39ページにこの取組を追記します。
9	第5章	・街のバリアフリー化について、大人用のオムツ替えベッドの設置を標準化してほしい。ストレッチャーが入るサイズのエレベーターを、1フロアに1台でいいから設置してほしい。	人にやさしい街づくりの推進に関する条例にある義務基準とは別に、「人にやさしい街づくり望ましい整備指針」において、望ましい基準として大型ベッドの設置について記載しており、引き続き周知を図っています。また、ストレッチャーが入るエレベーターのご意見については、今後の人にやさしい街づくりの推進の参考にさせていただきます。
10	第5章	・障害者が外出しやすいよう、バリアフリー化の進展を期待する。	人にやさしい街づくりの推進に関する条例に基づき、不特定かつ多数の人が利用する施設のバリアフリー化の推進に引き続き取り組んでまいります。
11	第5章	・視覚障害者の生活環境の拡大のため、音響信号機の増設や、適切な音量・時間の設定、歩車分離式信号機への音響設備の必置を図ってほしい。	信号機への音響付加装置の設置や、鳴動時間及び音量設定については、視覚障害のある方や周辺地域にお住まいの方のご意見等を踏まえ、引き続き積極的に整備していきます。プラン39ページにこの取組を追記します。
12	第5章	・視覚障害者の安全のため、点字ブロックの充実や、自転車と歩行者の分離、歩道の整備、街路樹の撤去等を検討してほしい。また、自転車通学の高校生に警察・教育委員会による交通指導を行ってほしい。	・人にやさしい街づくりの推進に関する条例に基づき、不特定かつ多数の人が利用する一定規模以上の建築物に対して点字ブロックの設置を推進しています。 ・自転車と歩行者の分離については、愛知県自転車活用推進計画に基づき、自転車通行空間の整備を推進することにより、自転車と歩行者の分離を図ってまいります。 ・歩道の整備については、バリアフリー法に基づく特定道路における整備等を進めております。また、街路樹の撤去等については、すべての道路利用者が安全安心に道路を利用できるよう、維持管理に努めて参ります。 ・各県立高等学校では毎年度、自転車通学者を対象とする交通安全教室や交通安全講話を実施しています。

番号	該当部分	御意見の概要	県の考え方
13	第5章	・障害者が通う通所施設の周辺に交通量の多い道路がある場合、バス停に安全に渡れるよう、ボタン式信号機と横断歩道を設置してほしい。	押ボタン式信号機や横断歩道の設置については、自動車等の交通量や横断者数、周辺施設や付近の交通安全施設の設置状況等を踏まえて、必要性が認められる場所に整備していきます。
14	第5章	・アイドリング音やエンジン音が小さい「静音車」が増えており、視覚障害者には恐怖である。	国土交通省において、平成28年10月7日に道路運送車両の保安基準等について改正が行われ、ハイブリッド自動車等に対する車両接近通報装置の設置が義務づけられています。県としましては、障害のある方の困り事が広く県民の皆様に理解されるよう、普及啓発に努めてまいります。
15	第5章	・県内の直接業務に関わる職員から手話をできるようにしたら良いのではないかな。	手話言語・障害者コミュニケーション条例制定後、行政、団体、企業向けに手話や筆談の講師派遣を行っているところであり、今後も継続して実施してまいります。
16	第5章	・障害者IT総合推進事業について、IT活用は有効だが、障害があるがゆえにITにすらたどり着けない人がいるので、障害者自身がITを積極的に活用するようなサポート（障害者向けの講座の開催など）、IT技術を活用して障害者が社会参加しやすくなるような環境整備（音声認識の活用や遠隔での文字支援を促す県民講座など）をしていただきたい。	障害のある方が、ICTを積極的に活用できるよう、ICTサポートセンターにおける支援を充実するとともに、御意見を参考に、引き続き、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の普及啓発に努めてまいります。
17	第5章	・愛知県消費生活総合センターがYouTube発信している動画に、ろう者が見てもわかりやすい手話を取り入れた動画を発信するなど、アクセシビリティを図ってほしい。	引き続き、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した情報発信を推進していきます。
18	第5章	・コミュニケーションボードの一例を県ホームページに掲載し、自由にダウンロードできるようにし、普及しやすいようにしてほしい。	コミュニケーション支援ボードを参考に、どなたでもダウンロードして利用できるアプリを開発中であり、今年度中に、県ホームページに掲載いたします。
19	第5章	・手話言語・コミュニケーション条例のリーフレットが増版予定であれば、聞こえない人も見て条例内容を理解できるように、また簡単な手話表現を動画見ながら覚えられるように、手話動画をQRコードに貼付けて閲覧できるようにしてほしい。	聴覚障害者情報提供施設であるあいち聴覚障害者センターと連携し、実施に向けて検討してまいります。
20	第5章	・学校等の設置者による取組について、手話言語の普及について、具体的にどのように研修を実施していくのか教えてほしい。	特別支援学校で実施する研修について、県内の幼稚園、小中学校、高等学校及び他の特別支援学校へ広く案内し、教職員の研修機会の拡充に努めてまいります。
21	第5章	・聞こえない子を持つ親への手話言語普及をどのように進めるのか教えてほしい。	「聞こえない子を持つ親への手話言語普及」は、意思疎通支援者の養成と不可分であると考えており、養成事業の実施主体（委託先）であるあいち聴覚障害者センターと連携し、意思疎通支援者の養成と通訳業務の向上に取り組むなかで、検討してまいりたいと考えております。
22	第5章	・聴覚障害者向けの福祉避難所の設置について理解を得られない市町村もあるので、県からも聴覚障害者の福祉避難所設置の重要性を市町村に働きかけてほしい。	福祉避難所は、現在、県内市町村に設置され、その数も年々増加しているところです。聴覚障害者の福祉避難所についても市町村が地域の実情に応じて整備を検討するものと認識しておりますが、ご意見を踏まえ、市町村における整備状況を把握してまいりたいと考えております。引き続き、地域の実情に応じた障害者にも配慮した福祉避難所が設置されるよう、市町村が集まる会議等で働きかけてまいります。
23	第5章	・実際に災害が起きた時に安否確認したり、避難所運営に関わる人（民生委員等）に対して、聴覚障害者の特性と手話を学べる研修会を開いてほしい。	今年度開発中のコミュニケーション支援アプリ内に、障害の特性に応じた配慮を掲載し、避難所運営者に確認していただけるようにしております。アプリ公開後は、様々な機会を捉えて、災害対応に関わる方へのアプリの普及に努めてまいります。
24	第5章	・要約筆記事業について、申込者、受講生、受験者数が少ないと聞く。目標達成のため、県として対策をしてほしい。また、仕組み作りは県の責務と考えるので、予算措置や用途、市町村との連携状況等の精査をお願いしたい。	要約筆記養成事業については、運営主体（委託先）であるあいち聴覚障害者センターとともに、近年の受講者減少の改善に向けて取り組んでいるところであり、来年度から、受講にあたっての選考試験を廃止し、受講者の門戸を広げることとしました。要約筆記を始めとする意思疎通支援者の養成については、今後も必要な予算を確保するとともに、市町村とも連携して人材確保に努めてまいります。
25	第5章	・視聴覚障害者情報提供施設運営事業について、聴覚障害はその人により様々であり、手話を第一言語とする人がいる一方で、自身の聞こえを最大限活用し音声や文字を利用する人もいる。そういったすべての人の支援をする施設の事業が偏っていないかなど、県として管理をしてほしい。	聴覚障害者情報提供施設であるあいち聴覚障害者センターと連携し、センター運営委員会の構成団体（（一社）愛知県聴覚障害者協会、（特非）愛知県難聴・中途失聴者協会、（特非）愛知盲ろう者友の会、愛知県手話通訳問題研究会、愛知登録要約筆記者の会）の皆様御意見を伺いながら、障害の特性に応じた支援が図られるよう、努めてまいります。

番号	該当部分	御意見の概要	県の考え方
26	第5章	・県が意思疎通支援者の養成事業および派遣事業の実施を委託している団体の情報公開が全く進んでいない。すべての県民に対して、より開かれた意思疎通支援事業となるよう、ホームページ等で具体的な内容や数値を継続的に公開してほしい。	意思疎通支援事業の運営主体（委託先）であるあいち聴覚障害者センターと連携し、情報公開の推進に努めてまいります。
27	第5章	・社会情勢が変わってきており、ICTによる意思疎通支援を早急にあると強く感じる。県自ら音声認識を使った文字情報を率先して発信するとともに、県職員に対して、手話講習会だけでなく、音声認識に関する講習会も早急に検討してほしい。文字情報を求める障害者が多いことを真摯に考えてほしい。	引き続き、障害の特性に応じたコミュニケーション手段による情報発信を推進していくなかで、ICTの活用にも努めてまいります。また、県職員に対する講習会の講師の選任にあたって、御意見を参考とさせていただきます。
28	第5章	・福祉避難所などをきちんと整備し、一般の方の利用はなるべく遠慮してほしいことを啓発してほしい。	福祉避難所は、避難所での生活において、特別な配慮を要する方が対象となっていることについては、市町村が集まる会議等で周知してまいります。
29	第5章	・障害者の中には電源が必要な方も多く、福祉避難所の指定を受けた施設に対して、太陽光発電などの自家発電装置の補助が必要だと思う。	従前より、福祉避難所を含む避難所で使用する発電発電機などの資機材整備について、その整備主体である市町村に対して財政的支援を実施しています。
30	第5章	・自然災害の際には、感染症など複数の想定と予防策の策定と実施を希望する。避難を諦めている障害者も多いと聞くため、災害タイムラインに合わせた適切な情報伝達の仕組みと、定期的な訓練によるブラッシュアップが必要だ。	各種防災計画に感染症対策を位置付けるとともに、具体的な対策として避難所における感染症拡大防止ガイドラインを策定し、訓練を実施するなど、実践的な取り組みを行っています。また、障害の状況に配慮した複数の情報伝達手段の整備支援や障害者団体など、多様な主体が参加した訓練を毎年実施しています。
31	第5章	・県防災安全局では、Twitterによる防災情報の配信を行っているが、LINEによる情報配信も実施してほしい。	防災啓発に関する情報発信については、ホームページ等で情報を発信しており、LINEによって各個人の携帯電話等に直接情報発信することは現状において検討していません。
32	第5章	・虐待差別の解消について、古い価値観もあり日本は遅れていることが顕著なため、公務員や政治家にも講習研修が必要である。	虐待防止や差別解消の研修に関しましては、自治体職員などを対象とした研修を毎年度実施しております。また、本県職員に対しても、新規採用職員研修や新規に役職者の立場になった職員向けの研修などで講義を行っております。これらの場を通じて引き続き障害者への権利擁護に努めてまいります。
33	第5章	・「就労から職場への定着までの切れ目のない支援」とあるが、どのくらいの期間や目安を指すのか。	職場定着までの支援の期間や支援終了の目安の基準はなく、個々の事例に応じて、ご本人や職場のご意見を踏まえながら判断することになります。
34	第5章	・図表49のアンケートでは、障害の理解がある職場や、就職後も相談したり困った時は助けてもらえる配慮がほしいとあるが、県としてどのように支援していくのか。	障害がある人の職場への定着については、就労定着支援事業に取り組む事業所のサービスの質の確保を図ってまいります。また、あいち障害者サポートデスク等により、障害のある人を雇用した企業からの相談に対応する中で、障害への理解を促進してまいります。
35	第5章	・可能な限りともに教育を受けられるよう、条件整備やインクルーシブ教育システムの推進について、県としてどのように取り組むのか具体例を示してほしい。	各市町村で条件整備やインクルーシブ教育システムが推進するように、市町村教育委員会の担当者を集めて開催している「市町村特別支援教育担当指導主事等会議」において、教育支援や合理的配慮に関する研修を実施してまいります。また、今後、合理的配慮に関する事例集を作成し、理解促進に努めます。県立高等学校においては、病気や障害のある生徒に対し、生活上・学習上に必要な施設・設備の整備に努めます。
36	第5章	・特別支援学校における教室不足や長時間通学が課題としてあげられているが、地元の学校であれば、少子化により空き教室もあり、長時間の通学も解消されると考える。障害のある子どもも自宅から短時間で通える距離にある学校で学べる体制を整えるために、県としてどのようなことができるのか。	2018年12月に策定した「第2期愛知県特別支援教育推進計画」に基づき、知的障害特別支援学校の過大化による教室不足の解消や肢体不自由特別支援学校の長時間通学の解消に取り組んでいます。また、スクールバスの増車のみでは解消できない長時間通学については、県有施設や小中学校等の活用による分校・分教室の設置、既設の特別支援学校を活用した複数障害種の併置や通学区域の見直しを検討することを推進方策の一つとしております。こうした方針に基づき、2020年4月には渥美半島先端地域の生徒の長時間通学を解消するため、県立福江高等学校内に知的障害特別支援学校の分教室「潮風教室」を設置しました。また、2023年4月には知多半島から豊学校に通学する幼児児童の長時間通学の緩和を図るため、県立東浦高等学校内に豊学校の分校を設置する予定です。
37	第5章	・盲学校が名古屋市と岡崎市にしかなく、通学を断念せざるを得なかった。リモート学習が可能な科目は、積極的に受講できる仕組みを整えて欲しい。	ご意見は、今後の参考とさせていただきます。
38	第5章	・特別支援学校の教員も、痰の吸引、胃腸からの注入はできるようにしてほしい。	愛知県立特別支援学校については、医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍する各学校に看護師を配置しております。

番号	該当部分	御意見の概要	県の考え方
39	第5章	・「インクルーシブ教育システム」について、「特別支援教育支援員」の業務が発達障害者の学習支援に留まっており、身体障害者は保護者が学校に付き添い支援をしなければならないが、子どもの自立に適切ではなく、また、きょうだい児や付き添い保護者の負担にもなっている。特別支援教育支援員の業務拡大によって、インクルーシブ教育をより推進することができると考える。自治体で運用方法が異なるため、あまり進んでいない自治体に対して県から指導や助言をしてほしい。	市町村教育委員会の担当者を集めて開催する「市町村特別支援教育担当指導主事等会議」において、特別支援教育支援員配置の充実や学校における医療的ケアに関する研修、情報交換を引き続き実施します。
40	第5章	・地域共生社会の実現のための取組として、地域の学校において、多目的トイレの設置、エレベーターもしくはスロープの整備、障害のある幼児児童生徒が使いやすい机と動線の確保、介助者や学習サポーターの充実、ICFを取り入れた授業内容の見極め等の環境整備が必要だと考える。	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県立学校においては、県立学校施設長寿命化計画に基づく校舎の改修工事と併せて、多目的トイレやスロープの設置を行っています。また、エレベーターについては校舎の新築や改築に併せて、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に基づき設置を進めています。 ・市町村教育委員会の担当者を集めて開催する「市町村特別支援教育担当指導主事等会議」において、合理的配慮に関する研修を実施していきます。 ・今後、合理的配慮に関する事例集を作成し、理解促進に努めます。 ・ICFについては、今後も特別支援教育担当者への研修にて取り上げていくことが、重要であると考えます。
41	第6章	・第6章のタイトルについて、目標は当事者のためにあるため、障害児童（者）の豊かな地域生活の実現などにして、一障害福祉サービス及び障害児通所支援等提供体制の確保に係る目標をサブタイトルにしてはどうか。	第6章は、国の基本指針で設定することとされている成果目標について記載したものであり、このままとさせていただきます。
42	第6章	・福祉施設の入所者の地域生活への移行を目標としているが、すべての障害者の生活を保障するために、暮らしの場の選択肢のひとつとして入所施設は必要である。入所者の暮らしの場を奪い取るようになってはならない。市町村に1か所は必要ではないか。	福祉施設の入所者の地域生活への移行については、本人の意思を尊重して進めることとし、施設での生活を希望されたり、施設での生活が必要な方に対しては、施設において引き続き適切なサービスを受けながら、安心して生活できるよう取り組んでいきます。（P79）
43	第6章	・地域生活移行の目標は狭く、従来の取組のままでは、単なる計画のための目標となる。親亡き後をいかにするのか、議論を積み重ねる必要がある。	地域生活移行の目標は、福祉施設に入所されている方の意向を反映して数値目標化したものです。ご本人の意向が最大限尊重されるよう、ご本人、ご家族、支援者のご意見をお聞きしながら、目標の達成に向けて随時見直し等を行ってまいります。
44	第6章	・計画案では地域移行の受け手として、「グループホームの整備促進を図る」としているが、運営費補助も必要だ。	県では、グループホームの運営費補助を行う市町村に対して助成を行っており、引き続き実施してまいります。
45	第6章	・市町村によっては医療的ケアや身体障がい者（車椅子ユーザー）が利用できるグループホームがなく、施設入所しか選択がない。身体障害者に対応できるグループホームの増加や、吸引や注入ができるヘルパーを増やすことを検討してほしい。そうすれば、療養介護はより医療度の高い人が入れるようになり、在宅の重度障害者の受け皿にもなると思う。	地域で不足しているサービスの確保については、整備経費の助成にあたって優先的に採択する等により、整備を促進してまいります。また、喀痰吸引の業務を行うことができる人材の確保については、研修実施機関の登録を行うとともに、居宅介護事業者等に対して、喀痰吸引等事業への参入を働きかけてまいります。
46	第6章	・グループホームの世話人業務を体験する事業は、実際に就職する前提で行う体験なのか。「いい体験になった」で終わってしまわないよう、県独自の世話人資格をつくり、ハローワークと連携して職業訓練の一環にして県が受講費を負担し、働く意欲のある人に設けて、就職までの支援を県として行うことができるのではないかな。	世話人業務を体験する事業は、グループホームやそこで働く世話人の仕事を紹介するセミナーに参加された方のうち、強い関心を持たれた方に実際に世話人業務の体験をしていただく事業で、世話人の確保を図ることを目的としております。県独自の世話人資格についてのご意見は、今後の事業の参考とさせていただきます。
47	第6章	・グループホーム職員の職員数、給与体系、平日休日夜間の勤務体系と本人入居者の満足度等を調査するとともに、財政支援を行い職員が安心して働ける環境を作ることが課題と考える。	ご意見は、今後の事業の参考とさせていただきます。
48	第6章	・「カ 地域生活を体験する機会の提供」で、本人や家族の自立に対するイメージを高めるために、自立生活を送っている当事者やその家族から成功体験を聞くことで、交流や不安・工夫の共有の場が必要ではないか。	施設に入所している方が、地域生活を具体的にイメージできるよう、実際に地域生活へ移行した方の体験を聞く機会を提供してまいります。（P84）
49	第6章	・福祉施設入所者の地域生活移行に関するニーズ調査について、図表61の前に各施設に依頼した調査表を載せるとより分かりやすくなるのではないかな。	調査票は10ページと分量が多いため、本プランへは調査結果の概要のみの記載としておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。
50	第6章	・精神科病棟に入院する理由として、入院が満床でないと、病院への報酬が減るという側面がある。地域移行を推進するのであれば、県として精神科病棟へ退院し空きベッド分を保障する補助金が必要になると考える。	地域移行を推進する観点から、平成28年度の診療報酬の改定で、新たに地域移行機能強化病棟入院料が創設され、重点的な退院支援への取組みに対しての評価が行われているところです。
51	第6章	・孤立・引きこもり状態にある障害者に関して、例えばアウトリーチ（多職種チームによる訪問支援等）の展望についての言及など、考察やビジョンがあればと思う。	地域で生活する精神障害者のうち、孤立やひきこもり状態にあって支援が必要な方に対しては、医療機関と連携して保健所による訪問支援などに取り組んでまいります。なお、それぞれの市町村において、相談種別にこだわらない重層的・包括的な相談支援体制が進められていくところであり、国や市町村の動向を確認してまいります。

番号	該当部分	御意見の概要	県の考え方
52	第6章	・地域移行・地域定着により地域で暮らす精神障害者が増えているため、当事者を団体化し、地域定着の推進、医療・福祉に提言できる団体の育成支援をしてほしい。	障害がある人やその家族等が行う自発的に行う活動に対する支援は、市町村地域活動支援事業に位置付けられており、市町村において行われております。県は、市町村が支援に要する経費に対して助成を行っております。
53	第6章	・民間アパートを借りる際、精神障害を理由に断らない仕組みをつくるために、精神障害の方を受け入れるための準備について、県に相談できる関係性をつくるとよいと思う。また、家賃補助や引っ越し補助も必要になってくると思う。	県では、障害者等であることを理由に入居を拒まない民間賃貸住宅の登録や、入居支援や生活支援等を行う居住支援法人の指定を行い、それらの情報をホームページ等で広く提供をしています。また、生活困窮者に対しては、住居確保給付金事業による家賃補助を行っております。
54	第6章	・精神障害者の住居確保のため、県営住宅への入居を最優先にすることや、一人でも入居できるようにする条件を整えていくことができるのではないかな。	・県営住宅の抽選募集において、一般世帯向住宅の中に福祉枠を設定し、精神障害者を含む世帯などの福祉枠該当世帯には、抽選の回数が2回になる優遇制度を設けているほか、精神障害者の方は單身者向で募集している住宅に申込みいただけます。
55	第6章	・グループホームの入居者が入院すると、運営事業者の収入減となり経営が困難となるため、精神障害者は他障害と比べ、グループホームの入居が難しい。入院期間中の減収を補助してほしい。	サービスの実施に係る報酬単価や報酬体系等は、国が制度として統一して実施すべきものであると考えます。県では、事業者が安定して経営できるように必要な改善を図るよう、国に要望していきたいと考えております。
56	第6章	・障害者雇用は国家事業として立ち上げ、障害者の能力・特性に応じた職場・仕事の確保・確立を急いでほしい。（愛知県としてサンプル事業展開を試算してみるのも方法かも）	ご意見は、関係課と共有させていただきます。
57	第6章	・公的・公共的団体において、平等・公平との視点で障害者の能力・特性に応じた職場を提供することを提案する。	ご意見は、関係課と共有させていただきます。
58	第6章	・企業と在宅障害者とのマッチング事業（アート雇用）の利活用の仕方を広く啓蒙啓発してください。	あいちアールブリュット展をはじめとする展覧会において取組を紹介するなど、引き続き普及啓発に努めてまいります。
59	第6章	・芸術に関しては、一部の人がだけ雇われるのではなく、県において障害のある人専用の芸術品を扱うオークションサイトをつくとよい。また、県美術館を有効活用し、障害のある人の芸術展やアーティストとのコラボレーション、ワークショップ、福祉系の事業所で作成された芸術性の高い品物を販売する場所を設けると良いと思う。	県ではアート雇用のほか、障害のある方の作品を企業のノベルティグッズに採用していただく取組を行っております。今後もこれらの取組を基盤として、取組を広げていけるよう努めてまいります。
60	第6章	・精神障害者保健福祉手帳の交付対象とならない発達障害者に対するの対策を策定してほしい。少しのサポートがあれば、就労できると考えられるが、対策がとられていないのではないかな。	精神障害者保健福祉手帳の有無に関わらず、発達障害がある人の支援につきましては、発達障害者支援センターを設置し（P194）、ご本人とその家族等に対する相談支援を行っているほか、支援者向けの研修等を通じて支援者の育成を行っており、これらの取組を継続して実施してまいります。また、発達障害がある人に対してライフステージを通じた切れ目のない支援体制の整備を図るため、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係者で構成する「発達障害者支援体制整備推進協議会」（P195）において協議を行っており、引き続き、支援施策等について検討してまいります。
61	第6章	・「オ 労働関係機関の就労支援策等の活用」「カ 一般就労へ移行することが困難な人に対する支援等」「キ 特別支援教育におけるキャリア教育の推進」の項目がクリアできれば、「雇用」提案が達成されるものと期待で胸が膨らむ。実施に向けて大いに協力するので、具体的に何を、何時まで、どのように、早急なロードマップを示してほしい。	記載の項目は、すべて常時又は定例的に随時実施しているものであり、ロードマップを作成する予定はありませんので、ご理解くださいようお願いいたします。
62	第6章	・障害者の労働に対する報酬代価を格上げすること。	ご意見は、今後の事業の参考とさせていただきます。
63	第6章	・工賃向上のために、県として事業所の固定費の補助金や事業所同士を結びつけるツアーの開催を行うと良いと思う。	ご意見は、今後の事業の参考とさせていただきます。
64	第6章	・生活介護や就労継続支援B型の工賃をあげるためにも愛知県や各市町村の仕事をください。	県では、障害者就労支援施設等が供給する物品や役務の優先発注を推進しています。今後もこの取り組みを継続していきます。

番号	該当部分	御意見の概要	県の考え方
65	第6章	・各障害者福祉事業所の用地を愛知県や各市町村が提供してください。	県では、県有地を福祉施設運営事業者へ賃貸する制度があり、県財産管理課のWebページに、貸付候補地を掲載しております。
66	第6章	・「難聴児支援のための中核的機能を有する体制」について、豊学校所在圏域は現在4圏域、豊田の難聴幼児通園を合わせて5圏域となっている。2023年度に東浦に分校設置で具体化が進んでいるが、そのことも明記した方が良いと思う。	分校の設置については、P71に記載しております。また、計画全般を通じて、個別の学校名や事業所名は記載しないこととしております。なお、難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築に当たっては、現在検討中です。
67	第6章	・国の計画に合わせて「児童発達支援センター」「重心デイ」「放課後デイ」を「各市町村に1か所以上設置する」計画になっているが、東三河北部の町村で設置するには、通所上の負担も大きいので、県のバックアップが必要だと思う。子どもの数が減少している地域でもあるため、この圏域に関しては、県が「空き室活用」を推進すべきだと考える。	国の基本指針では、児童発達支援センター、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後デイサービス事業所の整備について、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えないこととされています。圏域ごとに設置した地域アドバイザーと連携し、できる限り身近な地域で必要な支援を受けられる体制の整備を支援してまいります。なお、学校等の空室利用については、放課後児童健全育成事業と異なり、設備基準上困難と考えます。
68	第6章	・「医ケア児の支援体制の構築」について、通学手段とそのことの問題点を「医ケア児の実態把握」で調査してほしい。親が送迎している家庭が多いと推察するが、親に何かあれば通学困難になり、子どもの修学権が保障できない。あわせて、高等部卒後の進路及び生活の場に関する意識調査もお願いしたい。	令和元年度愛知県医療的ケア児者の実態調査において、通園・通学先への移動の方法について、設問としており、各年代で「介助者の車両」が一番多い結果となっております。（問25-5）なお、調査結果はホームページで公開しております。また、高等部卒業後の進路等に関する意識調査についての御意見は、今後調査を行う際の参考とさせていただきます。
69	第6章	・育てにくさのある子どもや障害のある子の早期発見と早期療育を行うことが必要だ。そのためには保健所機能の拡充とゼロ歳児から支援する児童発達支援センターの設置が必要だ。特にゼロ歳児からの支援を位置付けるべきだ。	障害のある子どもの早期発見と早期支援のためには、地域の保健・医療・福祉等が連携し、必要な療育につなげていくことが肝要と考えております。P104からありますとおり、それぞれの地域において重層的な地域支援体制を構築するため、その中核となる児童発達支援センターの設置を支援してまいります。
70	第6章	・難聴児支援の体制づくりについて、検討チームに当事者団体も加えてほしい。	ご意見を踏まえて、検討してまいります。
71	第6章	・相談支援体制の充実として、行政が相談を外部に委託する方向に転換した結果、市町村の障害者団体（グループ）のコミュニケーションが減り、その中でのピア相談員や障害者同士のコミュニケーションも減った。各行政において、障害者同士の心が通うコミュニケーション体制の場を育成する施策をお願いしたい。	障害がある人やその家族等が行う自発的に行う活動に対する支援は、市町村地域活動支援事業に位置付けられており、市町村において行われております。県は、市町村が支援に要する経費に対して助成を行っております。
72	第6章	・医療（疾病）から障害者福祉と障害年金への移行作業を助けてくれる仕組みがない。煩雑な手続きを済ませ、利用できるまでに労力と時間を要するため、スムーズな移行が行えるワンストップの仕組みが必要である。	第6期計画の国の基本指針において、令和5年度末までに、各市町村において総合的・専門的な相談支援の実施する体制を確保することが基本とされています。県では、圏域ごとに設置した地域アドバイザーと連携し、市町村の取組の支援を行ってまいります。
73	第7章	・障害者福祉事業所の職員やヘルパーが安定していくために報酬額を上げてほしい。	サービスの実施に係る報酬単価や報酬体系等は、国が制度として統一して実施すべきものであると考えます。県では、事業者が安定して経営するために必要な改善を図るよう、国に要望していきたくと考えております。
74	第7章	・グループホームの定員及びサービス見込量について、障害者保健福祉圏域では定員に対して見込量が多い圏域があり、身近に利用できるグループホームが不足することになりますので各圏域レベルで充足するようにしてほしい。	圏域ごとに掲げたサービス見込量を確保できるよう、グループホームの整備費用の助成にあたって優先的に採択する等により、整備を促進してまいります。
75	第7章	・グループホームは借家のみならず、公団住宅利用もある。グループホーム件数表示の場合、借家〇件、持ち家〇件、公団〇件、計〇件とするとよく分かる。	統計データがないため、表示が困難です。ご了承ください。
76	第7章	・先の見通しを付けにくいことが難しい発達障害の方にとって、初めての体験というのは非常に負担のかかる出来事のため、グループホームの開設を推進するのであれば、その中に「ひとり暮らしの練習をすることができるホームの新設」を是非加えてほしい。	地域生活を体験する機会の提供（P83）について、これまでは対象者を施設入所者のみとしておりましたが、来年度からは、在宅障害者の地域生活の継続のため、御家族と同居する方を対象に加え、家庭からの自立のための一人暮らしやグループホーム体験ができるようにしたいと考えております。
77	第7章	・地域移行支援について、精神科病院に入院している人に、誰がどのように働きかけているのか。その人の意思確認を外部でできる仕組みになっているのか。	本人や家族又は医療機関からの相談に応じ、市町村職員や相談支援専門員、保健所職員等がチームを組んで、ご本人への支援を行っております。また、保健所職員は、措置入院者の希望に応じて、関係機関と連携を取りながら退院後の支援を行っております。なお、精神科病院においては、法律上、退院後生活環境相談員を選任し、医療保護入院者への退院促進の措置を行うことが定められております。

番号	該当部分	御意見の概要	県の考え方
78	第7章	・人口規模の小さい東三河北部の自治体でも、暮らしに必要なサービスが利用できるよう、県として独自の取り組み強化が必要だ。	圏域ごとに掲げたサービス見込量を確保できるよう、事業所等の整備費用の助成にあたって優先的に採択する等により、整備を促進してまいります。
79	第7章	・重度訪問介護が広まらない理由には報酬単価が低いことがあげられる。すべての居宅介護事業者が重度訪問介護事業の採算がとるために、報酬単価を上げる、もしくは人件費など県として一部補助する必要があると思う。	サービスの実施に係る報酬単価や報酬体系等は、国が制度として統一して実施すべきものであると考えます。県では、事業者の経営状況を確認しながら、必要に応じて国に必要な改善を図るよう要望していきたくと考えております。
80	第7章	・P181「子ども・子育て支援」計画と関わって、「障害のある可能性がある段階」からの支援を位置付けてほしい。就労家庭が増えていることと鑑み、1歳6か月児健診後だけでなく、乳児健診後にも「教室」を運営することや、受給者証発行前の1・2歳児の「療育教室」を推進し、保育所等に入園する前に支援を受けられるようにしてほしい。	乳幼児期の障害のある可能性がある段階からの早期支援のためには、地域の保健・医療・福祉等が連携し、必要な療育につなげていくことが肝要と考えております。P104からありますとおり、それぞれの地域において重層的な地域支援体制を構築するため、その中核となる児童発達支援センターの設置を支援してまいります。
81	第7章	・福祉人材確保のため「魅力の発信に努める」とあるが、福祉人材が定着しない理由に低賃金のため、介護の仕事にやりがいをもっていない、辞めていく現状がある。介護報酬を上げる、もしくは県として補助金を出し、他の企業との給料格差をなくし、ヘルパーとして安定して長期間働ける仕組みをつくり、定着を図るとよいと思う。	サービスの実施に係る報酬単価や報酬体系等は、国が制度として統一して実施すべきものであると考えます。県では、事業者の経営状況を確認しながら、必要に応じて国に必要な改善を図るよう要望していきたくと考えております。
82	第7章	・「ピアサポートの活用」では、精神障害についてのピアの必要性が書いてあるが、ピアサポートは、すべての障害での記載が必要だと思う。	本プランでは精神障害を除いてピアサポートの記載はしておりませんが、現在、国において相談支援等に携わるピアサポートの制度化が検討されており、国の動向を確認しながら、必要に応じて追記してまいります。なお、ピアサポートの重要性は認識しており、県では市町村が任命する身体障害者相談員・知的障害者相談員に対して、研修を実施しております。
83	第7章	・障害者の自立した生活を支える就労場所である事業所が新型コロナウイルスにより経営が苦しくなっている。感染症の拡大や重症化を防ぐためにも、社会検査の実施は義務づけに欲しい。	新型コロナウイルス感染症の拡大に対しましては、障害福祉サービス事業所に対する支援として、感染防止のための衛生材料の購入費用への助成等を実施しております。検査の義務づけについては、今後の事業の参考とさせていただきます。
84	第7章	・両親がコロナに感染し、子どもが障害がある場合、県立小児医療センターや医療療育センター等に入院は可能か。又、普通児でも両親が感染した場合で療育困難な場合はどのようにしているのか。	両親が病気により一時的に養育困難となった児童につきましては、児童相談センターにおいて一時保護を実施しております。障害児についても基本的に児童相談センターが一時保護所において一時保護することとしております。障害の程度によって一時保護所での対応が困難な場合は、障害児入所施設または医療機関での受け入れを県において調整します。
85	第9章	・障害者も取り得るコミュニケーション手段を精一杯活用して、当事者として計画策定から実施、事業評価、改善まで責任をもって参加していきたい。そうした仕組みや制度がなければ創って欲しい。	計画の策定から実施状況の監視まで、愛知県障害者施策審議会に意見をお伺いしています。愛知県障害者施策審議会は、19名の構成員中10名が障害当事者の方となっており、県内の当事者団体から御推薦をいただいた委員9名のほか、公募委員1名も含まれています。また、会議は公開しており、資料や議事録、委員の構成についてはホームページで公表しております。
86	－	・在宅障害者児を介護療育する家族への支援や配慮として、就労維持、負担軽減や補完、ケア、レスパイト等の更なる充実をお願いしたい。	ご意見は、今後の事業の参考にさせていただきます。なお、地域で生活する重症心身障害児・者の短期入所受入体制を確保するために、重症心身障害児・者が医療機関（医療型）以外の指定短期入所事業所を利用する際の費用を助成する市町村に対して、県が助成を行っております。
87	－	・入所中でも移動支援を利用できるようにしてほしい。	施設入所者の移動支援サービスの利用については、国が制度として統一して実施すべきと考えます。
88	－	・身体障害者手帳に該当しない難聴者で、補聴器等の支援が必要な者への対応をプランに含めてほしい。また、WHOと同程度の基準としてほしい。	補装具制度の対象者については、国が定めており、難聴者への範囲の拡大については、国が統一して定める事項であると考えます。なお、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児が装用する補聴器の購入又は修理につきましては、その費用について助成事業を実施している市町村に対して、助成を行っております。
89	－	・医療療育センターに関して、県モデルとして、土や自然に触れ合う、15人程度の入所者の生活を柱にした施設が当事者たちの声ではないか。また、中央病院を退院した人へのケアや退院者の引きとり先はどこになるのか。その統計も必要。	ご意見は、今後の事業の参考にさせていただきます。中央病院を退院した人は、ほとんどがご家庭に戻ります。在宅での医療的なケアや障害福祉サービスの利用が必要な方には、退院前から患者さんと一緒に在宅での生活を考え、必要に応じて情報提供や地域の関係機関とのやり取りを行っています。また、退院後も患者さんからの相談に乗りながら、関係機関との連携に努めています。
90	－	・福祉制度を知らない、利用していない障害者や家族がいるため、福祉のことを一般県民の方にもっと知ってもらうことが今後の大きな課題の一つだと思う。学校教育、社会教育の一環として「あいら障害者福祉プラン2021-2026」を活用してはどうか。また、地域の自治会の回覧板で定期的にお知らせすることも一つの方法ではないか。	福祉制度を広く知っていただくため、障害者手帳の交付時等にお渡しできるよう、毎年度「福祉ガイドブック」を作成しています。また、ホームページにも掲載する他、様々な機会をとらえて、県民の皆様へ広く周知を図ってまいります。

番号	該当部分	御意見の概要	県の考え方
91	—	・コロナ禍、コロナ後の日常生活、行政との意思疎通+情報交流、そして教育・就労・医療・災害避難生活を行う上で、活用の制度と次世代高速大容量通信インフラの整備が、急務であり、必要不可欠だ。	総務省においては2020年12月に「ICTインフラ地域展開マスタープラン3.0」を発表し、ICTインフラの早期の全国展開を進めています。本県の障害者施策においてもICTの活用に努めてまいります。
92	—	・障害者虐待、差別、権利擁護、バリアフリー施策、災害時対処等に関するマニュアルの整備について、県と市町村との役割分担を知りたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者虐待防止に関しましては、障害者虐待防止法や厚生労働省作成の「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」に基づき、各自自治体で対応を行っております。当該手引きにつきましては、厚生労働省のホームページに掲載されております。 ・障害者差別解消については、各省庁が作成した対応指針に基づき、関係機関が対応を行っているところです。 ・バリアフリー施策につきましては、人にやさしい街づくりの推進に関する条例に基づき、県は、不特定かつ多数の人が利用する建築物について、バリアフリー措置の整備計画の届出の審査を行っています。また、県と市町村が連携し、バリアフリー化の普及啓発に取り組んでいます。 ・災害対応につきましては、市町村が主体となり実施しておりますが、県は市町村の各種取り組みが進むよう、例えば避難所運営においては、その指針となる「避難所運営マニュアル」の提供や避難所の資機材整備の財政支援などを実施しています。
93	—	・警察の対応が、障害者の配慮に欠けるため、事故や事件に訴えることを躊躇したり断念されたりしている。事件・事故時の対応は改善されるべきだ。	障害者への対応が適切に実施されるように、今後も障害の特性等に関する教養を職員に対して実施していきます。